

新旧対照表目次

附則関係

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（附則第二条関係）	1
陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（附則第三条関係）	3
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）	4
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（附則第五条関係）	6
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第六条関係）	8
証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十六号）（附則第八条関係）	18
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（附則第九条関係）	19
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（附則第十条関係）	20
貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（附則第十一条関係）	23
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（附則第十二条関係）	24
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（附則第十三条関係）	26
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（附則第十四条関係）	27
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（附則第十五条関係）	31
電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）（附則第十六条関係）	32
中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）（附則第十七条関係）	33
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（附則第十七条関係）	34
通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）（附則第十七条関係）	35
東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（附則第十七条関係）	36
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）（附則第十七条関係）	37
特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（附則第十七条関係）	38
電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）（附則第十七条関係）	39
受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第七十七号）（附則第十七条関係）	40

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（附則第十七条関係）	41
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（附則第十七条関係）	42
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第十七条関係）	43
新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）（附則第十七条関係）	44
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（附則第十七条関係）	45
産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）（附則第十七条関係）	46
旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）（附則第十七条関係）	47
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（附則第十八条関係）	48
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第十九条関係）	49
国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十四号）（附則第二十条関係）	53
電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第二十一条関係）	54
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（附則第二十二条関係）	55
株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（附則第二十三条関係）	57
関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（附則第二十四条関係）	60
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（附則第二十五条関係）	61
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（附則第二十六条関係）	62
保険業法（平成七年法律第五十号）（附則第二十七条関係）	63
中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第二十八条関係）	68
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）（附則第二十九条関係）	69
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第三十二条関係）	81
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（附則第三十三条関係）	87
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第三十四条関係）	88
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第三十五条関係）	91
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第三十六条関係）	92

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（附則第三十七条関係）	93
消費税法（昭和六十三年法律第八号）（附則第三十八条関係）	95
特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（附則第三十九条関係）	96
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（附則第四十条関係）	97
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第四十一条関係）	99
農林中央金庫法（平成十三年法律第 号）（附則第四十二条関係）	100
株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）（附則第四十三条関係）	103
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）（附則第四十四条関係）	105

改正案	現行
<p>第二十八条 商工組合中央金庫八其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス</p> <p>一ノ十八（略）</p> <p>十九 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ及短期社債等以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同シ）ヲ為スコト</p> <p>二十（略）</p> <p>）（略）</p> <p>第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ短期社債等ノ振替に關する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項ニ掲グル短期社債等ヲ謂フ</p> <p>（略）</p> <p>第二十八条ノ六 商工組合中央金庫八第二十八条第一項第六号乃至第九号、第十一号、第十二号、第十七号、第十九号及第二十号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得</p>	<p>第二十八条 商工組合中央金庫八其ノ目的ヲ達スル為左ニ掲グル業務ヲ営ムモノトス</p> <p>一ノ十八（略）</p> <p>十九 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引ニ係ル有価証券ガ第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノ以外ノモノノ場合ニ於テハ差金ノ授受ニ依リ決済セラルルモノニ限ル次号ニ於テ同シ）ヲ為スコト</p> <p>二十（略）</p> <p>）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>第二十八条ノ六 商工組合中央金庫八第二十八条第一項第六号乃至第九号、第十一号、第十二号、第十七号、第十九号及第二十号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得</p>

一 (略)

一ノ二 特定目的会社が発行スル特定社債(特定短期社債ヲ除キ資産流動化計画ニ於テ当該特定社債ノ発行ニ依リ得ラルル金銭ヲ以テ指名金銭債権又ハ指名金銭債権ヲ信託スル信託ノ受益権ノミヲ取得スルモノニ限ル)其ノ他之ニ準ズル有価証券トシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノ(以下本号ニ於テ「特定社債等」ト謂フ)ノ引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク)及当該引受ニ係ル特定社債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

二ノ五 (略)

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又ハ「特定短期社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画、同条第七項ニ掲グル特定社債又ハ同条第八項ニ掲グル特定短期社債ヲ謂フ

・ (略)

一 (略)

一ノ二 特定目的会社が発行スル特定社債(資産流動化計画ニ於テ当該特定社債ノ発行ニ依リ得ラルル金銭ヲ以テ指名金銭債権又ハ指名金銭債権ヲ信託スル信託ノ受益権ノミヲ取得スルモノニ限ル)其ノ他之ニ準ズル有価証券トシテ主務省令ヲ以テ定ムルモノ(以下本号ニ於テ「特定社債等」ト謂フ)ノ引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク)及当該引受ニ係ル特定社債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

二ノ五 (略)

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」又ハ「特定社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画又ハ同条第七項ニ掲グル特定社債ヲ謂フ

・ (略)

陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（附則第三条関係）

改正案	現行
<p>第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債（短期社債等）の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項ニ規定スル短期社債ヲ除ク）ノ募集、合併、分割及解散ノ決議ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ</p>	<p>第六条 第二条ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ調整ノ区域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ経営スルニ至リタル会社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ変更、社債ノ募集、合併、分割及解散ノ決議ハ国土交通大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ</p>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）

改正案	現行
<p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第九号）及び地方債証券法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券</p> <p>七・八（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（債権）</p> <p>第二百四十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用</p>	<p>（公有財産の範囲及び分類）</p> <p>第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券</p> <p>七・八（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（債権）</p> <p>第二百四十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用</p>

<p>しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 証券に化体されている債権(社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記録されたものを含む。)</p> <p>四七 (略)</p>	<p>しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 証券に化体されている債権(社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたものを含む。)</p> <p>四七 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>第十条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一（六）（略）</p> <p>六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定期短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券（前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等）（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）（第一条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を除く。第七号において同じ。）として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</p> <p>六の三 短期社債等の取得又は譲渡</p> <p>七（十四）（略）</p> <p>十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバテ</p>	<p>第十条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一（六）（略）</p> <p>六の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</p> <p>（新設）</p> <p>七（十四）（略）</p> <p>十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバテ</p>

イブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）

十六・十七 (略)

〽 (略)

第六項第六号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の三の事業には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

〽<sup>29</sup> (略)

イブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）

十六・十七 (略)

〽 (略)

第六項第六号の事業には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

〽<sup>29</sup> (略)

改正案

第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額（以下「発行予定額」という。）が一億円以上の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該募集又は売出しを予定している期間（以下「発行予定期間」という。）、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行若しくは売出しの限度額、当該有価証券について引受けを予定する証券会社又は登録金融機関のうち主たるものの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録書」という。）を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が同条第三項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く）

現行

第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額（以下「発行予定額」という。）が一億円以上の場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該募集又は売出しを予定している期間（以下「発行予定期間」という。）、当該有価証券の種類及び発行予定額、当該有価証券について引受けを予定する証券会社又は登録金融機関のうち主たるものの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録書」という。）を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が同条第三項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この

。を予定している場合は、この限りでない。

）（略）

### 第二十三条の八（略）

前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等（その取扱いを行う振替機関（同条第三項に規定する振替機関をいう。））により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。）については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

）（略）

### 第二十三条の十二（略）

・（略）

第十六条の規定は、第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する第十五条第二項若しくは第三項の規定に違反して有価証券を取得させた者について準用する。

）（略）

第十八条第一項、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十二條並びに第二十三条の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正

限りでない。

）（略）

### 第二十三条の八（略）

（新設）

）（略）

### 第二十三条の十二（略）

・（略）

第十六条の規定は、第二十三条の八第一項の規定又は前項において準用する第十五条第二項若しくは第三項の規定に違反して有価証券を取得させた者について準用する。

）（略）

第十八条第一項、第二十一条第一項、第二項及び第四項、第二十二條並びに第二十三条の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正



券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」とあるのは、「第二十三条の十第三項若しくは第二十三條の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類」と読み替えるものとする。

・ (略)

第二項、第三項及び第五項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券については、適用しない。

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者

十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二十三條の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類」と読み替えるものとする。

・ (略)

(新設)

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者

保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文又は第二十三条の八第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けた有価証券(前二号に掲げるものを除く。)

四 (略)

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この章において同じ。)と、第五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第七条(第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用す

保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文又は第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた有価証券(前二号に掲げるものを除く。)

四 (略)

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この章において同じ。)と、第五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)、第七条(第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。))、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用す



において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の第二第二項において準用する場合を含む。）、の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）、又は第四条第五項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）、若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）、の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）、を行う者の使用に係る入出力装置並びに証券取引所及び政令で定める証券業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項から第四項まで（同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十第一項、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の第二第二項において準用する場合を含む。）、の規定による手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。）、又は第四条第五項（第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、）において準用する場合を含む。）、第二十七条の五第二号、第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項（同項後段を除く。）、若しくは第十条第一項（同項後段を除く。）、の規定による手続その他政令で定める手続（これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。）、を行う者の使用に係る入出力装置並びに証券取引所及び政令で定める証券業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）、及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）、及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、及び第二十七条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による届出書類（第五条第四項の規定を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）、及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）、及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）、及び第二十七条において準用する場合を含む。）、若しくは第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二了七 (略)

(略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二了十三 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若し

二了七 (略)

(略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二了十三 (略)

第二百八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者、投資者保護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若し

くは清算人、証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第四項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二丁二十三（略）

くは清算人、証券取引所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三、第百八条の三第一項若しくは第四項、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十一条の二第一項の規定に違反したとき。

二丁二十三（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第五条 新証券取引法の規定は、次の各号に掲げる手続であつて当該各号に定める日以後に行われるものについて適用し、当該各号に定める日前に行われるものについては、なお従前の例による。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新証券取引法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続（次号において「任意電子開示手続」という。）のうち新証券取引法第四条第五項（<u>第二十三条の八第四項</u>）（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二十七条の五第二号の規定による手続 附則第一条第三号に定める日</p> <p>四（略）</p>	<p>附則</p> <p>第五条 新証券取引法の規定は、次の各号に掲げる手続であつて当該各号に定める日以後に行われるものについて適用し、当該各号に定める日前に行われるものについては、なお従前の例による。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 新証券取引法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続（次号において「任意電子開示手続」という。）のうち新証券取引法第四条第五項（<u>第二十三条の八第三項</u>）（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二十七条の五第二号の規定による手続 附則第一条第三号に定める日</p> <p>四（略）</p>

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（附則第九条関係）

改正案	現行
<p>（国有財産の範囲）</p> <p>第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 株券（端株を含む。）、社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含む）、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）（第二条第二項に規定する短期社債等に係るものを除く。）、新株引受権証券、地方債証券及び投資信託又は貸付信託の受益証券、外国又は外国法人の発行する証券でこれらに準ずるもの並びに出資による権利。ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（国有財産の範囲）</p> <p>第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 株券（端株を含む。）、社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含む。）、新株引受権証券、地方債証券及び投資信託又は貸付信託の受益証券、外国又は外国法人の発行する証券でこれらに準ずるもの並びに出資による権利。ただし、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第十条関係）

改正案	現行
<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。））</p> <p>八〇十（略）</p> <p>十の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」と</p>	<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 有価証券（第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>八〇十（略）</p> <p>十の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売</p>

いう。( )の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

十の三 短期社債等の取得又は譲渡

十一～十八 (略)

十九 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第七号に掲げる事業に該当するものを除く。)

二十・二十一 (略)

3・4 (略)

5 第二項第十号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十号の三の事業には短期社債等について、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をい

出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

(新設)

十一～十八 (略)

十九 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第七号に掲げる事業に該当するものを除く。)

二十・二十一 (略)

3・4 (略)

5 第二項第十号の事業には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第四項又は第七項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

7  
11  
(略)

三  
四  
(略)

う。

7  
11  
(略)

三  
四  
(略)

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2～16（略）</p> <p>17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2～16（略）</p> <p>17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券（以下「貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。</p>

改正案

現行

<p>（財産の所在）</p> <p>第十条  次の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。</p> <p>一  動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。ただし、船舶又は航空機については、船舶又は航空機の登録をした機関の存在</p> <p>二丁六（略）</p> <p>七  合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。）をいう。）、投資信託（同条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又は事業所の所在</p> <p>八・九（略）</p> <p>十  前各号に掲げる財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者</p>	<p>（財産の所在）</p> <p>第十条  左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。</p> <p>一  動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶又は航空機については、船舶又は航空機の登録をした機関の存在</p> <p>二丁六（略）</p> <p>七  合同運用信託（信託会社又は信託業務を営む金融機関が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。）をいう。）、投資信託（同条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。）に関する権利については、これらの信託の引受をした営業所又は事業所の所在</p> <p>八・九（略）</p> <p>十  前各号に掲げる財産を除く外、営業所又は事業所を有する者の</p>
--	---

<p>3 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(物納)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産(当該財産により取得した財産を含む。)でこの法律の施行地にあるものうち次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 社債(特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第 号)第二条第二項に規定する短期社債等を除く。)及び株式(特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。)並びに証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。)又は貸付信託(貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第一項に規定する貸付信託をいう。)の受益証券</p>
<p>3 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(物納)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産(当該財産により取得した財産を含む。)でこの法律の施行地にあるものうち左に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 社債及び株式(特別の法律により法人の発行する債券及び出資証券を含む。)並びに証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。)又は貸付信託(貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第一項に規定する貸付信託をいう。)の受益証券</p>

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
<p>（特定社債保険）</p> <p>第三条の八 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、短期社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えないことができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>（特定社債保険）</p> <p>第三条の八 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者（純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ。）が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの限り、以下同じ。）のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えないことができない保険（以下「特定社債保険」という。）について、社債に係る債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。））</p> <p>三〇五（略）</p> <p>五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）（その他これに準ずる有価証券とし</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>五の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）（その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるも</p>

て内閣府令で定めるもの（以下この号及び次条第四項第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

六〇十四（略）

十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十六（略）

4 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する

の（以下この号及び次条第四項第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

（新設）

六〇十四（略）

十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十六（略）

4 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 第三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動

特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三〇五 (略)

六〇一七 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

二・三 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 (略)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三〇五の二 (略)

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

六〇一四 (略)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場

化計画又は特定社債をいう。

三〇五 (略)

六〇一七 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

二・三 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 (略)

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三〇五の二 (略)

(新設)

六〇一四 (略)

十五 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外の場合には、差金の

<p>合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。( ) 第二号に掲げる業務に該当するものを除く。( )</p> <p>十六 ( ) 略</p> <p>5 13 ( ) 略</p>	<p>授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。( ) 第二号に掲げる業務に該当するものを除く。( )</p> <p>十六 ( ) 略</p> <p>5 13 ( ) 略</p>
---	--

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国債、地方債、社債その他の債券、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）</p> <p>三 五 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
<p>（債務の保証）</p> <p>第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。第三十二条第一項において同じ。）に係る債務及び外貨で支払わなければならない債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（債務の保証）</p> <p>第二十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の発行する社債に係る債務及び外貨で支払わなければならない債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。</p> <p>2 （略）</p>

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業者が新たに発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）の応募その他の方法による取得</p> <p>三 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業者が新たに発行する社債の応募その他の方法による取得</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）（第二条第一項に規定する短期社債を除く。）を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>六～八（略）</p> <p>2～6（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>六～八（略）</p> <p>2～6（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(業務) 第二十八条 (略) 一～七 (略) 八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 九・十 (略) 2 (略)</p>	<p>(業務) 第二十八条 (略) 一～七 (略) 八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。 九・十 (略) 2 (略)</p>

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	<p>（業務）</p> <p>第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律）平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>
現行	<p>（業務）</p> <p>第四十条 基金は、第十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律）平成十三年法律第 一 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 丁六（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 丁六（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二十一条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第七十七号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 受信設備制御型放送番組の制作を行う者がその制作に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 受信設備制御型放送番組の制作を行う者がその制作に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務）</p> <p>第十三条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 承認特定事業者が承認高度化等計画に従って特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第二号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う特定基盤的技術高度化等促進業務）</p> <p>第十三条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次の業務を行う。</p> <p>一 承認特定事業者が承認高度化等計画に従って特定基盤的技術の高度化等のための措置を行うために必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務）</p> <p>第六条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務）</p> <p>第六条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う商業活性化促進業務）            第二十二条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）            （第四十条第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次の業務を行う。）            一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二丁五（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う商業活性化促進業務）            第二十二条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）            （第四十条第一項に規定する業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次の業務を行う。）            一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二丁五（略）</p>

新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の新事業創出促進業務）</p> <p>第三十二条 産業基盤整備基金（以下この章において「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 創業者（第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社）が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限り、（ ）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二五（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の新事業創出促進業務）</p> <p>第三十二条 産業基盤整備基金（以下この章において「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 創業者（第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社）が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限り、（ ）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二五（略）</p>

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>	<p>（通信・放送機構の業務の特例）</p> <p>第六条 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う事業再構築円滑化業務）</p> <p>第十四条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画（事業構造変更であつて第二条第二項第一号のみを行うものを除く。）に従つて事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う事業再構築円滑化業務）</p> <p>第十四条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定事業者若しくはその関係事業者が認定事業再構築計画（事業構造変更であつて第二条第二項第一号のみを行うものを除く。）に従つて事業再構築のための措置を行い、又は認定活用事業者が認定活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 四（略）</p>

旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>	<p>（産業基盤整備基金の行う特定新規事業実施円滑化業務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>一 認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの）に限る。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>2 （略）</p>

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先物取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。））</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>十一の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下この号及び次条</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先物取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。）</p> <p>九〇十一（略）</p> <p>十一の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（以下この号及び次条第一項第九号の二にお</p>

第一項第九号の二において「特定社債等」という。( )の引受け( )  
売出しの目的をもつてするものを除く。( )又は当該引受けに係る  
特定社債等の募集の取扱い

十一の三 短期社債等の取得又は譲渡  
十二丁十九 (略)

二十 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバテ  
ィブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証書をもつて表示  
される金銭債権に該当するもの及び短期社債等)以外のものである  
場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号にお  
いて同じ。( ) (第八号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十一 (略)

三・四 (略)

5 第二項第十一号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて表  
示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第  
十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法(昭  
和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)に掲げる行  
為を行う業務を含むものとする。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定  
めるところによる。

一・二 (略)

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社  
債 それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号  
(第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義))に規定する

いて「特定社債等」という。( )の引受け( )売出しの目的をもつて  
するものを除く。( )又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取  
扱い

(新設)  
十二丁十九 (略)

二十 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバテ  
ィブ取引に係る有価証券が第十一号に規定する証書をもつて表示  
される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金  
の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。( )  
第八号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十一 (略)

三・四 (略)

5 第二項第十一号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて  
表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券  
取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項各号(定義)  
に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定  
めるところによる。

一・二 (略)

二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資  
産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項  
、第四項又は第七項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動

特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三〇四 (略)

七〇一三 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇五 (略)

六 有価証券(第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等)を除く。第九号の二及び第十号において同じ。)(の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。))

七〇九の二 (略)

九の三 短期社債等の取得又は譲渡

一〇一七 (略)

十八 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十九 (略)

化計画又は特定社債をいう。

三〇四 (略)

七〇一三 (略)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇五 (略)

六 有価証券(第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第九号の二及び第十号において同じ。)(の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。))

七〇九の二 (略)

(新設)

一〇一七 (略)

十八 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第九号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。)(第六号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十九 (略)

2  
11 (略)

12 前条第五項、第六項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十三項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

2  
11 (略)

12 前条第五項、第六項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十三項中「第二項第十四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）の規定により振替口座簿に記録されたものを含む。）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（一般担保）</p> <p>第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債の社債権者を除く。）は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般担保）</p> <p>第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

<p>（業務の範囲） 第十條（略）</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）（その他これに準ずる有価証券とし</p>	<p>（業務の範囲） 第十條（略）</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>五の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）（その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるも</p>
---	--

て内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三 短期社債等の取得又は譲渡

六〇十五（略）

十六 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七（略）

三・四（略）

五 第二項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二條第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

六 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二條第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

七・八（略）

の（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

（新設）

六〇十五（略）

十六 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七（略）

三・四（略）

五 第二項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二條第八項各号（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

六 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二條第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

七・八（略）

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
<p>（保管振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律若しくは短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号。以下この項及び第四条において「短期社債法」という。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>三（略）</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは短期社債法第二十二條第一項の規定により短期社債法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは短期社債法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消され</p>	<p>（保管振替業を営む者の指定）</p> <p>第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>三（略）</p> <p>イハ（略）</p> <p>二 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われて</p>

た場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは短期社債法第二十二条第一項の規定又はこの法律若しくは短期社債法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ（略）

四、六（略）

2（略）

（業務の範囲）

第四条（略）

2 保管振替機関は、保管振替業のほか、短期社債法第三条第一項に規定する振替業及び短期社債法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けた業務（次項及び次条第一項において「振替業等」という。）を営むことができる。

3 前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、短期社債法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

（兼業の制限）

いる者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

へ（略）

四、六（略）

2（略）

（業務の範囲）

第四条（略）

（新設）

（新設）

（兼業の制限）

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第四条の二 保管振替機関は、保管振替業及び振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>第四条の二 保管振替機関は、保管振替業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p>

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（附則第二十四条関係）

改正案	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十八条 会社は、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。第二十八條第一項第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
現行	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十八条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（新株、社債及び借入金）</p> <p>第五条 会社は、新株を発行し、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れよとするとときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新株、社債及び借入金）</p> <p>第五条 会社は、新株を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れよとするとときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第〇号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの（以下「社債」という。）に係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債であつて、経済産業省令で定めるもの（以下「社債」という。）に係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 第五款（略）</p> <p>第六款 基金の募集及び相互会社の社債発行（第六十条・第六十一条の二）</p> <p>第七款・第八款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章 第十一章（略）</p> <p>第三編 第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（相互会社の社債発行）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 第五款（略）</p> <p>第六款 基金の募集及び相互会社の社債発行（第六十条・第六十一条）</p> <p>第七款・第八款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章 第十一章（略）</p> <p>第三編 第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（相互会社の社債発行）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p>

3 相互会社が発行する社債は、社債等登録法（昭和十七年法律第十  
一号）、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他  
の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより  
、商法第二編第四章第五節の規定により発行された社債とみなす。

（短期社債に係る特例）

第六十一条の二 相互会社は、前条第一項の規定にかかわらず、取締  
役会の決議をもって、次に掲げる要件のすべてに該当する社債（以  
下この条において「短期社債」という。）の発行を、特定の取締役  
に委任することができる。

- 一 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。
- 二 各社債の金額が一億円を下回らないこと。
- 三 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年  
未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがな  
らぬこと。
- 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の  
定めがあること。
- 五 担保附社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと  
。

2 前項の場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項  
も併せて決議しなければならない。

- 一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間
- 二 前号の期間中において当該相互会社が発行した短期社債のうち

3 相互会社が発行する社債は、社債等登録法（昭和十七年法律第十  
一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定める  
ところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行された社  
債とみなす。

（新設）

償還されていないものの総額の限度額

3 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。

4 短期社債については、前条第二項、第七十条第五項及び第七十条第一項の規定にかかわらず、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで（社債管理会社の設置等）、第三百九条から第三百四十一条まで（社債管理会社の権限等）、第三百九条から第三百四十一条まで（社債権者集会）及び第三百七十六条第三項（資本減少の場合における社債権者の異議）（同法第四百十六條第二項（減資に対する社債権者の異議申出方法の合併への準用）において準用する場合を含む。）の規定は、準用しない。

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～四（略）

四の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

四の三 短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～四（略）

四の二 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

（新設）

<p>法律第 号(第二条第二項(定義))に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除く。)</p> <p>五 有価証券(第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)(の私募の取扱い</p> <p>六〇九 (略)</p> <p>十 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。)(資産の運用のために行うものを除く。)</p> <p>十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第四号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第四号の三に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第四項、第七項又は第八項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。</p> <p>6〇八 (略)</p>	<p>五 有価証券(第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く。)(の私募の取扱い</p> <p>六〇九 (略)</p> <p>十 有価証券店頭デリバティブ取引(当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第四号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。)(資産の運用のために行うものを除く。)</p> <p>十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法第二条第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。</p> <p>5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第四項又は第七項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。</p> <p>6〇八 (略)</p>
--	--

第九十九条 (略)

2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 担保附社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

第九十九条 (略)

2 保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 (略)

二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 一 号）<u>第二条第一項に規定する短期社債を除く。</u>）<u>第二十七条第四号において同じ。</u>）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 特定目的会社制度</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 特定目的会社</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 特定社債</p> <p>第一款 通則（第百八条 第百十三条）</p> <p>第二款 転換特定社債（第百十三条の二・第百十三条の三）</p> <p>第三款 新優先出資引受権付特定社債（第百十三条の四・第百十三条の五）</p> <p>第四款 特定短期社債（第百十三条の六・第百十三条の七）</p> <p>第七節 第十三節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第三編 第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 特定目的会社制度</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 特定目的会社</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 特定社債</p> <p>第一款 通則（第百八条 第百十三条）</p> <p>第二款 転換特定社債（第百十三条の二・第百十三条の三）</p> <p>第三款 新優先出資引受権付特定社債（第百十三条の四・第百十三条の五）</p> <p>（新設）</p> <p>第七節 第十三節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第三編 第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p>

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社若しくは信託業務を営む銀行その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定社債、特定約束手形若しくは特定目的借入れ又は受益証券その債務の履行

二 優先出資 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

3 7 (略)

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定及び第百十三条第三項の規定により担保が付されるものでないこと。

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社若しくは信託業務を営む銀行その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定社債券、特定約束手形若しくは特定目的借入れ又は受益証券その債務の履行

二 優先出資証券 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配

3 7 (略)

(新設)

9・10 (略)

11 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。

12  
18 (略)

(資産流動化計画)

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項

イ 優先出資においては、総口数の最高限度、優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。以下この号、第三十八条第二項第三号、第四十五条第四号及び百十三条の二第二項において同じ。)その他の発行及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項

ロ 特定社債(特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第八十五条第二項、第一百十条第二項第十六号、第一百八条の三第一項第一号及び百十八条の四第二項において同じ。)においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ハ 転換特定社債においては、総額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事

8・9 (略)

10 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資証券、特定社債及び特定約束手形をいう。

11  
17 (略)

(資産流動化計画)

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項

イ 優先出資証券においては、総口数の最高限度、優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。以下この号、第三十八条第二項第三号、第四十五条第四号及び百十三条の二第二項において同じ。)その他の発行及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項

ロ 特定社債券においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ハ 転換特定社債券においては、総額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事

項

- 二 新優先出資引受権付特定社債においては、次に掲げる事項  
(1) (7) (略)

ホ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ハ・ト (略)

三六 (略)

2 (略)

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならぬ。

一四 (略)

五 資産流動化計画に他の優先出資の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資の前二号に掲げる事項及びその発行状況

六 資産流動化計画に特定社債、特定短期社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第百十条

第二項第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

及びその発行状況、特定短期社債又は特定約束手形については発行の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

七十三 (略)

事項

- 二 新優先出資引受権付特定社債券においては、次に掲げる事項  
(1) (7) (略)

(新設)

ホ・ヘ (略)

三六 (略)

2 (略)

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならぬ。

一四 (略)

五 資産流動化計画に他の優先出資証券の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資証券の前二号に掲げる事項及びその発行状況

六 資産流動化計画に特定社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第百十条第二項第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項及びその発行状況、特定約束手形については発行の限度額その他の内閣府令で定

める事項及びその発行状況

七十三 (略)

3～7 (略)

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 前項の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものに係る同項の書類については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

3～5 (略)

(特定社債募集の方法)

第一百十条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならぬ。

一～十六 (略)

十七 資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがある

ときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

十八～二十 (略)

3～6 (略)

3～7 (略)

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 (略)

2 前項の書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、第一種特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものに係る同項の書類については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

3～5 (略)

(特定社債募集の方法)

第一百十条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならぬ。

一～十六 (略)

(新設)

十七～十九 (略)

3～6 (略)

(特定社債に関する商法等の準用等)

第百十三条 (略)

2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

3 (略)

第四款 特定短期社債

(特定短期社債の発行)

第百十三条の六 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に関する商法等の準用等)

第百十三条 (略)

2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

3 (略)

(新設)

(新設)

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第百十三条の七 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百八条、第百九条、第百十一条、第百十三条第一項において準用する商法第二百九十八条、第二百九十九条及び第三百十九条から第三百四十一条まで、第百十三条の二から第百十三条の五まで、第百八条第三項及び第百八条の八第二項において準用する同法第三百七十六条第三項並びに第百八条の五の規定は、適用しない。

(計画変更決議)

第百八条の三 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議(以下この節において「計画変更決議」という。)を行う社員総会に係る第五十三条第一項の規定による招集の通知を行うときは、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 特定短期社債を発行している特定目的会社 第百八条の五の

二第四項の規定により資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定短期社債権者が有する特定短期社債の額の合計額

三 特定約束手形を発行している特定目的会社 第百八条の六第三項において準用する第百八条の五の二第四項の規定により資

(新設)

(計画変更決議)

第百八条の三 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議(以下この節において「計画変更決議」という。)を行う社員総会に係る第五十三条第一項の規定による招集の通知を行うときは、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 (略)

(新設)

二 特定約束手形を発行している特定目的会社 第百八条の六第四項の規定により資産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的

産流動化計画の変更に反対する旨を特定目的会社に対し通知した  
特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務の額の合計  
額

- 四 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第一百八条の七第  
二項において準用する第一百八条の五の二第四項の規定により資  
産流動化計画の変更に係る異議を特定目的会社に対し述べた特定  
目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2 (略)

(反対優先出資社員の優先出資買取請求権)

第一百八条の四 (略)

2 (略)

- 3 優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との  
間に協議が調ったときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から  
九十日以内にその支払を行わなければならない。ただし、次条第五  
項、第一百八条の五の二第四項又は第一百八条の六第三項若しくは  
第一百八条の七第二項において準用する第一百八条の五の二第四項  
の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債  
務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその  
支払を行うことができない。

- 4 商法第二百四十五条ノ三第三項から第五項まで(買取請求の手續  
(及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)の規定は、前項の場  
合について準用する。この場合において、同法第二百四十五条ノ三

会社に対し通知した特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に  
係る債務の額の合計額

- 三 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第一百八条の七第  
二項において準用する第一百八条の六第四項の規定により資産流  
動化計画の変更に係る異議を特定目的会社に対し述べた特定目的  
借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2 (略)

(反対優先出資社員の優先出資買取請求権)

第一百八条の四 (略)

2 (略)

- 3 優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との  
間に協議が調ったときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から  
九十日以内にその支払を行わなければならない。ただし、次条第五  
項、第一百八条の六第四項又は第一百八条の七第二項において準用  
する第一百八条の六第四項の規定による特定社債、特定約束手形及  
び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を  
完了した後でなければその支払を行うことができない。

- 4 商法第二百四十五条ノ三第三項から第五項まで(買取請求の手續  
(及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)の規定は、前項の場  
合について準用する。この場合において、同法第二百四十五条ノ三

第三項中「決議ノ日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の三第一項ノ計画変更決議ノ日（特定社債（特定短期社債ヲ除ク）ヲ発行スル特定目的会社ニ於テ八同法第一百八条の五第一項ニ規定スル特定社債権者集会ノ承認ノ決議ノ日）」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「株式」とあるのは「優先出資」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二四十五条ノ二」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の四第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「第二四十五条第一項ニ掲グル行為」とあるのは「資産流動化計画ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定短期社債権者の反対）

第一百八条の五の二 特定短期社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面をもつて通知すべきことを公告しなければならない。

2 特定短期社債権者は、当該特定短期社債権者が有する特定社債券（特定短期社債に係るものに限る。）の供託その他の内閣府令で定める措置をとらなければ、前項の反対をすることができない。

3 特定短期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもつて通知しなかつたときは、資産流動化計画の変更

第三項中「決議ノ日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の三第一項ノ計画変更決議ノ日（特定社債ヲ発行スル特定目的会社ニ於テ八同法第一百八条の五第一項ニ規定スル特定社債権者集会ノ承認ノ決議ノ日）」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「株式」とあるのは「優先出資」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二四十五条ノ二」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百八条の四第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「第二四十五条第一項ニ掲グル行為」とあるのは「資産流動化計画ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

を承認したものとみなす。

- 4 特定短期社債権者が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定短期社債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

(特定約束手形の所持人の反対)

第百十八条の六 (略)

2 (略)

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、特定約束手形の所持人について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第百十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

(削る)

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第百十八条の七 (略)

- 2 第百十八条の五の二第三項及び第四項の規定は、特定目的借入れに係る債権者について準用する。この場合において、同条第三項中

(特定約束手形の所持人の反対)

第百十八条の六 (略)

2 (略)

- 3 特定約束手形の所持人が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

- 4 特定約束手形の所持人が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第百十八条の七 (略)

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、特定目的借入れに係る債権者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあ

「第一項」とあるのは、「第百十八条の七第一項」と読み替えるものとする。

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第百五十条 特定目的会社は、投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合に限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資又は特定社債を発行することができる。

第百五十条の三 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人(当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。)が特定目的会社の発行する資産対応証券(特定短期社債及び特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。)の募集等に関する事務を受託した者である場合における証券取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二十八条第六号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 (略)

第百五十条の五 削除

るのは、「第百十八条の七第一項」と読み替えるものとする。

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第百五十条 特定目的会社は、投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合に限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資証券又は特定社債券を発行することができる。

第百五十条の三 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人(当該譲渡人が法人である場合には、その役員及び使用人を含む。以下「特定譲渡人」という。)が特定目的会社の発行する資産対応証券(特定約束手形を除く。以下この条及び次条において同じ。)の募集等に関する事務を受託した者である場合における証券取引法の適用については、当該特定譲渡人が行う当該特定目的会社が発行する資産対応証券の募集等の取扱いは、同法第二十八条第六号に掲げる行為に該当しないものとみなす。

2 (略)

(みなし優先出資証券)

第百五十条の五 第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定により特定目的会社が優先出資証券を発行しない場合における第百五十条から前条までの規定の適用に

(受益権についての商法等の準用等)

第七十八條 商法第二百三條第二項及び第三項(株式の共有)、第二百七條(株式の質入れ)、第二百八條(質権の効力)、第二百九條第一項及び第二項(株式の登録質)並びに第二百二十六條ノ二(株券の不発行及び寄託制度)の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法(昭和八年法律第五十七號)第二十一條(善意取得)の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八條中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九條第一項中「利益若八利息ノ配當、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配當」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、小切手法第二十一條中「小切手ガ持參人払式」とあるのは「受益証券ガ無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九條ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又八名称ノ記載アリタルトキ」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

2 (略)

つては、当該優先出資証券に表示されるべき優先出資は、優先出資証券とみなす。

(受益権についての商法等の準用等)

第七十八條 商法第二百三條第二項及び第三項(株式の共有)、第二百七條(株式の質入れ)、第二百八條(質権の効力)、第二百九條第一項及び第二項(株式の登録質)並びに第二百二十六條ノ二(株券の不発行及び寄託制度)の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法(昭和八年法律第五十七號)第二十一條(善意取得)の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八條中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九條第一項中「利益若八利息ノ配當、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配當」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」と、小切手法第二十一條中「小切手ガ持參人払式」とあるのは「受益証券ガ無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九條ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又八名称ノ記載アリタルトキ」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

2 (略)

改正案	現行
<p>（道府県民税と信託財産）</p> <p>第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、道府県民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第七十一条の七において同じ。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。次条及び第七十一条の七において同じ。））、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。））、特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。））又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約</p>	<p>（道府県民税と信託財産）</p> <p>第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、道府県民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。第七十一条の七において同じ。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。次条及び第七十一条の七において同じ。））、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。））、特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。））又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約</p>

、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2  
（略）

（事業税と信託財産）

第七十二条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。）、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する厚生年

、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2  
（略）

（事業税と信託財産）

第七十二条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。）、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する厚生年

金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくは退職年金に関する契約として政令で定める契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 (略)

2 前項の合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託(同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。)を除く。)をいい、前項の投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項の特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。

3 (略)

金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくは退職年金に関する契約として政令で定める契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 (略)

2 前項の合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託(同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。)を除く。)をいい、前項の投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項の特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。

3 (略)

(市町村民税と信託財産)

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。次条において同じ。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第十三項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

(市町村民税と信託財産)

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。次条において同じ。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第十二項に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）又は法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

## 附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(利益の配当)(所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当をいう。以下本条において同じ。)、剰余金の分配、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本条において同じ。)(若しくは特定投資信託(法人税法第二条二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。))の収益の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下本条において同じ。)(又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下本条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)(をいう。以下本項において同じ。)(があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

## 附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(利益の配当)(所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当をいう。以下本条において同じ。)、剰余金の分配、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本条において同じ。)(若しくは特定投資信託(法人税法第二条二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。))の収益の分配(所得税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下本条において同じ。)(又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。以下本条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)(をいう。以下本項において同じ。)(があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2  
(略) 一  
三 (略)

2  
(略) 一  
三 (略)

改正案	現行
<p>（取引一任代理等に係る特例）</p> <p>第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるときともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと（以下「取引一任代理等」という。）について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又はロに定める者と締結する当該業務の委託に関する契約</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 資産の流動化に関する法律第二百二十三条第二項 同法第二十一条第十六項に規定する受託信託会社等</p> <p>2 （略）</p>	<p>（取引一任代理等に係る特例）</p> <p>第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるときともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと（以下「取引一任代理等」という。）について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又はロに定める者と締結する当該業務の委託に関する契約</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 資産の流動化に関する法律第二百二十三条第二項 同法第二十一条第十五項に規定する受託信託会社等</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定目的会社に係る課税の特例）</p> <p>第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律（以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この条において「特定目的会社」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当（資産流動化法第百一条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この項及び第四項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。</p> <p>一 次に掲げるすべての要件</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) その発行（当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした特定社債</p>	<p>（特定目的会社に係る課税の特例）</p> <p>第六十七条の十四 資産の流動化に関する法律（以下この項において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下この条において「特定目的会社」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当（資産流動化法第百一条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この項及び第四項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。</p> <p>一 次に掲げるすべての要件</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) その発行（当該発行に係る証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした特定社債</p>

券（資産流動化法第二条第九項に規定する特定社債券をいう。以下この項において同じ。）の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) (略)

(3) その発行をした優先出資証券（資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）

（が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) (略)

八・二 (略)

二 (略)

2 } 9 (略)

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の七 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物）をいう。以下この条において同じ。不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する受益権をいう。以下

券（資産流動化法第二条第八項に規定する特定社債券をいう。以下この項において同じ。）の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) (略)

(3) その発行をした優先出資証券（資産流動化法第二条第八項に規定する優先出資証券をいう。以下この号において同じ。）

（が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) (略)

八・二 (略)

二 (略)

2 } 9 (略)

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の七 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物）をいう。以下この条において同じ。不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する受益権をいう。以下

この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受け、所有権の移転の登記にあつては千分の十六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ (略)

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二十一条第十一項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。

ハ (略)

二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二条第十二項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 (略)

2・3 (略)

この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受け、所有権の移転の登記にあつては千分の十六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ (略)

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十条第十一項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。

ハ (略)

二 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十一条第十一項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五の三 （略）</p> <p>十五の四 特定目的信託 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第一条第十三項（定義）</u>に規定する特定目的信託をいう。</p> <p>十六～四十八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十五の三 （略）</p> <p>十五の四 特定目的信託 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第一条第十二項（定義）</u>に規定する特定目的信託をいう。</p> <p>十六～四十八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十九（略）</p> <p>二十九の二 特定目的信託 資産の流動化に関する法律第一条第十 三項（定義）に規定する特定目的信託をいう。</p> <p>二十九の三 四十八（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 二十九（略）</p> <p>二十九の二 特定目的信託 資産の流動化に関する法律第一条第十 二項（定義）に規定する特定目的信託をいう。</p> <p>二十九の三 四十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）            第三百二十二条（略）</p> <p>2 新受託者（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第十二条</u>に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。</p> <p>3～11（略）</p> <p>第三百二十二条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特定目的信託に係る前条第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、</p>	<p>（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）            第三百二十二条（略）</p> <p>2 新受託者（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第十二条</u>に規定する特定目的信託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。</p> <p>3～11（略）</p> <p>第三百二十二条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 特定目的信託に係る前条第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、</p>

「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十七項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもつて定めた者」とする。

「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもつて定めた者」とする。

改正案

現行

<p>第十四条（略）</p> <p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）</p> <p>2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいい、前項に規定する投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項に規定する特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十三項（定義）に規定する特定目的信託をいう。</p> <p>3（略）</p>	<p>第十四条（略）</p> <p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）</p> <p>2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいい、前項に規定する投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項に規定する特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項（定義）に規定する特定目的信託をいう。</p> <p>3（略）</p>
---	---

特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）（附則第三十九条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（準用規定）                  第十一条（略）                  2 特定債権等を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（<u>第十二条第十三項</u>）に規定する特定目的信託として信託する場合には、前項の規定にかかわらず、<u>第三条から第五条</u>までの規定を準用しない。</p>	<p>（準用規定）                  第十一条（略）                  2 特定債権等を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（<u>第十二条第十二項</u>）に規定する特定目的信託として信託する場合には、前項の規定にかかわらず、<u>第三条から第五条</u>までの規定を準用しない。</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）が、同項本文の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第二条第十項</u>に規定する特定資産の流動化を行う場合における当該特定資産（以下「旧特定目的会社に係る流動化特定資産」という。）である金銭債権</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 資産流動化法に規定する特定資産又は旧特定目的会社に係る流動化特定資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは同条第十六項に規定する受託信託会社等又は旧特定目的会社があるものに限る。）</p> <p>一二〇二十二 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）が、同項本文の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）<u>第二条第九項</u>に規定する特定資産の流動化を行う場合における当該特定資産（以下「旧特定目的会社に係る流動化特定資産」という。）である金銭債権</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 資産流動化法に規定する特定資産又は旧特定目的会社に係る流動化特定資産の管理及び処分により生ずる金銭債権（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは同条第十五項に規定する受託信託会社等又は旧特定目的会社があるものに限る。）</p> <p>一二〇二十二 (略)</p>

2  
3  
(略)

2  
3  
(略)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第四十一条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條）</p> <p>一～六十二（略）</p> <p>六十三 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第号）第六十九条第一項（加入者の権利の行使に関する収賄）の罪</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條）</p> <p>一～六十二（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第五十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするものに限る。））</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）（その他これに準ずる有価証券として主</p>	<p>（業務の範囲） 第五十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするものに限る。）</p> <p>三〇五（略）</p> <p>六 特定目的会社が発行する特定社債（資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）（その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの）</p>

務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

六の二 短期社債等の取得又は譲渡

七十七（略）

十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九（略）

5 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第四項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債  
それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社

以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

（新設）

七十七（略）

十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九（略）

5 前項第五号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 第四項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債  
それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特

<p>、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。  四〇六（略）  七〇一十二（略）</p>	<p>定社債をいう。  四〇六（略）  七〇一十二（略）</p>
--	--

改正案	現行
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、この法律の施行の際現に存する改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する保管振替機関（以下「旧保管振替機関」という。）については、改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関（以下「新保管振替機関」という。）とみなして、新法の規定（第三条第二項、第三条の二第二項、第三条の三、第三条の四、第四条第二項及び第三項、第四条の二、第九条の三から第十条まで、第十条の二第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条の二第三項において準用する場合を除く。）、第十条の二第四項、第十条の三（第十二条の三において準用する場合を除く。）、第十一条から第十一条の六まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十七条の二、第二十六条の二、第三十五条、第三十九条の三第二項並びに第四十七条各号を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、この法律の施行の際現に存する改正前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する保管振替機関（以下「旧保管振替機関」という。）については、改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関（以下「新保管振替機関」という。）とみなして、新法の規定（第三条第二項、第三条の二第二項、第三条の三、第三条の四、第四条の二、第九条の三から第十条まで、第十条の二第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条の二第三項において準用する場合を除く。）、第十条の二第四項、第十条の三（第十二条の三において準用する場合を除く。）、第十一条から第十一条の六まで、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十七条の二、第二十六条の二、第三十五条、第三十九条の三第二項並びに第四十七条各号を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定により  
 なおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第  
 百五号）（附則第四十四条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 特定目的会社</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 特定社債</p> <p>第一款 通則（第八八条 第一百十三条）</p> <p>第二款 特定短期社債（第一百三二条の二・第一百三二条の三）</p> <p>第七節 第十一節（略）</p> <p>第四章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。</p> <p>一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 特定目的会社</p> <p>第一節 第五節（略）</p> <p>第六節 特定社債（第八八条 第一百十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第七節 第十一節（略）</p> <p>第四章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>（新設）</p>

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

7・8（略）

9 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資、特定社債及び特定約束手形をいう。

10 この法律において「特定資産の流動化」とは、一連の行為として、資産対応証券の発行により得られる金銭をもって特定資産を取得し、当該特定資産（当該特定資産を信託する信託の受益権を含む。）の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定約束手形又は特定社債 その債務の履行

二 優先出資 利益の分配及び消却のための取得又は残余財産の分配

（資産流動化計画）

第五条 資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する

6・7（略）

8 この法律において「資産対応証券」とは、優先出資証券、特定社債及び特定約束手形をいう。

9 この法律において「特定資産の流動化」とは、一連の行為として、資産対応証券の発行により得られる金銭をもって特定資産を取得し、当該特定資産（当該特定資産を信託する信託の受益権を含む。）の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うことをいう。

一 特定約束手形又は特定社債券 その債務の履行

二 優先出資証券 利益の分配及び消却のための取得又は残余財産の分配

（資産流動化計画）

第五条 資産流動化計画には、特定資産の流動化に係る業務に関する

基本的な事項として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券に関する次に掲げる事項

イ 優先出資においては、総額、優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。第三十八条第二項第三号及び第四十五条第四号において同じ。)その他の発行に関する事項及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項

ロ 特定社債(特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第八十五条第二項及び第一百条第二項第十六号において同じ。)においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ハ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ニ (略)

三 五 (略)

2 (略)

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならぬ。

一 四 (略)

基本的な事項として次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 資産対応証券に関する次に掲げる事項

イ 優先出資証券においては、総額、優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。第三十八条第二項第三号及び第四十五条第四号において同じ。)その他の発行に関する事項及び消却に関する事項として総理府令で定める事項

ロ 特定社債券においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として総理府令で定める事項

(新設)

ハ (略)

三 五 (略)

2 (略)

(優先出資の申込み)

第三十八条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならぬ。

一 四 (略)

五 定款に記載した資産流動化計画に他の優先出資の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資の前二号に掲げる事項及びその発行状況

六 定款に記載した資産流動化計画に特定社債、特定短期社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第一百条第二項第四号から第十号までに掲げる事項及びその発行状況、特定短期社債又は特定約束手形については発行の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

七 十二 (略)

第六節 特定社債  
第一款 通則

(募集の決定)

第一百八条 (略)

(公募発行の方法)

第一百十条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならぬ。

一 十五 (略)

十六 定款に記載した資産流動化計画に特定短期社債の発行につ

五 定款に記載した資産流動化計画に他の優先出資証券の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資証券の前二号に掲げる事項及びその発行状況

六 定款に記載した資産流動化計画に特定社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第一百条第二項第四号から第十号までに掲げる事項及びその発行状況、特定約束手形については発行の限度額その他の総理府令で定める事項及びその発行状況

七 十二 (略)

第六節 特定社債  
(新設)

(募集の決定)

第一百八条 (略)

(公募発行の方法)

第一百十条 (略)

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証を作成しなければならぬ。

一 十五 (略)

(新設)

ての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

十七・十八（略）

3～5（略）

（特定社債に関する商法の準用等）

第一百二十二条（略）

2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

#### 第二款 特定短期社債

（特定短期社債の発行）

第一百二十二条の二 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 第三条の登録に係る資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

十六・十七（略）

3～5（略）

（特定社債に関する商法の準用等）

第一百二十二条（略）

2 特定目的会社が発行する特定社債は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

#### （新設）

（新設）

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第百十三条の三 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百八条、第百九条、第百十一条、第百十三条第一項において準用する商法第二百九十八条、第二百九十九条及び第三百十九条から第三百四十一条まで並びに第百十八条第三項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定は、適用しない。

(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)

第百五十条 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として内閣府令で定める場合に限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資又は特定社債を発行することができる。

(新設)

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第百五十条 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として総理府令で定める場合に限り、一の資産流動化計画において、種類又は発行の時期を異にする優先出資証券又は特定社債券を発行することができる。